

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第589号

2013年（平成25年）9月12日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

食品衛生営業施設等の指導に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2013年8月26日付けで諮問（第589号）された食品衛生営業施設等の指導に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

平成25年8月1日付けで東京弁護士会会長より、弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2の規定に基づき、生活衛生課で保有する食品営業許可台帳情報（飲食店営業の営業者情報）の照会がなされました。

弁護士法第23条の2の規定は、目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合には該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、東京弁護士会会長に対し、食品営業許可台帳情報（飲食店営業の営業者情報）を目的外に提供することについて、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 食品営業許可台帳情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

営業等廃止届を受理した施設に関する申請者住所及び申請者氏名

イ 目的外に提供する相手方

東京弁護士会会長

ウ 目的外提供の根拠規定

弁護士法第23条の2

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、弁護士法第23条の2の規定に基づくものである。

弁護士法第23条の2第1項に、「弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる。申し出があった場合において、当該弁護士会は、その申し出が適当でないと認めるときは、これを拒絶することができる。」また、同条第2項に、「弁護士会は、前項の規定による申し出に基づき、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」と規定され、官庁、公共団体その他の団体に対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、市長はその照会に応じなければならない義務はなく、拘束力はない。

しかし、本件照会は正当な請求権を有した東京弁護士会会長によって行われたものであり、弁護士には弁護士法第23条において職務上知り得た秘密保持の権利及び義務が課せられている。

(イ) 目的外に提供する必要性

本件照会を求める理由として、破産者の破産管財人である弁護士が、相手先に対し債権譲渡通知をするためとのことである。すなわち破産者は飲食店営業施設の営業者に対し売掛金を有するも回収できておらず、同売掛債権をサービサーに対し債権譲渡することを検討している。サービサーに債権譲渡した際には、債権譲渡通知をする必要があり、その通知先を特定するためとのことである。

また、本件の目的外に提供する個人情報は、食品衛生法の規定による営業許可に関する事務に係る個人情報であり、当該個人情報の入手については他に替える手段が想定し難いものである。

なお、サービサーとは、「債権管理回収業に関する特別措置法」（平成10年法律第126号以下「当該法」という。）に基づき法務大臣の許可を得た債権回収会社である。当該法は、特定金銭債権の処理が喫緊の課題となっている状況にかんがみ、許可制度を実施することにより弁護士法の特例として債権回収会社が業として特定金銭債権の管理及び回収を行うことができるようにするものであり、もって国民経済の健全な発展に資することを目的としている。債権回収会社は、当該法に基づき適正に業務を行

い、また「債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン」(平成22年法務省告示第126号)において債権回収会社は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない旨の規定がある。

以上のことから、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の場合、破産者の破産管財人である弁護士が売掛金の回収を行う相手先の関係者と回収について現在交渉中であり、本人通知をした場合には、当該交渉に事実上の支障が生じる旨、照会申出人である弁護士に確認している。このことから、本人通知の省略について、合理的理由があると認められるため、本人通知を省略する。

(4) 提出書類

- ア 東京弁護士会会長からの弁護士法第23条の2に基づく照会文書
- イ 食品営業許可台帳
- ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

実施機関は、目的外に提供する必要性について次のように述べている。

ア 本件照会は、正当な請求権を有する東京弁護士会会長によって行われるものである。

イ 本件照会の具体的必要性については、「破産者の破産管財人である弁護士が、相手先に対し債権譲渡通知をするためとのことである。

すなわち破産者は飲食店営業施設の営業者に対し売掛金を有するも回収できておらず、同売掛債権をサービサーに対し債権譲渡することを検討している。サービサーに債権譲渡した際には、債権譲渡通知をする必要があり、その通知先を特定するため。」とのことである。

ウ 本件の目的外に提供する個人情報は、食品衛生法の規定による営業許可に関する事務に係る個人情報であり、当該個人情報の入手については他の代替手段が想定し難いものである。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報をも目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対して、あらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の場合、破産者の破産管財人である弁護士が売掛金の回収を行う相手先の関係者と回収について現在交渉中であり、本人通知をした場合には、当該交渉に事実上の支障が生じる旨、照会申出人である弁護士に確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上